

連載『会社運営に役立つ法制度』

第 11 回 押さえておきたい改正点①「成年年齢の引き下げ」

昨今、債権法改正や相続法改正など、会社の運営や個人の生活に大きな影響を与える法改正のニュースが飛び交っています。このような情報は、きちんと把握しておきたいものではありませんが、溢れる情報のなかでポイントを押えておくのは大変なことでもあるでしょう。

そこで本連載では、複数回に渡って、近年行われた改正点や今後予定されている改正点のうち、会社運営にもインパクトの大きいものをピックアップし、ポイントを紹介してまいります。

今月号で採り上げる改正点は、身近なテーマである「**成年年齢の引き下げ**」です。

1. いつから変わるのか？

施行されるのは、**3年後の2022年4月1日から。**

2. どう変わるのか？

- ①成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられます。
- ②女性の婚姻可能年齢が「16歳」から「18歳」に引き上げられます。

現に18歳からであるもの	これから18歳に変わるもの	変更が予定されていないもの
①憲法改正国民投票の投票権	①成年年齢	①喫煙年齢
②公職選挙法の選挙権年齢	②女性の婚姻可能年齢	②飲酒年齢
		③養子をとることができる年齢
		③公営ギャンブルの購入年齢
		など。

3. 最新情報をどうやって入手する？

法務省のホームページに専用ページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html) が設けられています。最新の情報を知りたい方はチェックされてみるとよいでしょう。

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

(PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com)

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル5F
TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町1番1号 松永ビル1F
TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F
TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F
TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

博多オフィス 〒812-0012

福岡市博多区博多駅中央街8番27号 第16岡部ビル10F
TEL 092-461-7750 / FAX 092-461-7751